

平成15年度

厚生労働省予算概算要求の主要事項

[計数については、整理上、変動があり得る。]

平成15年度 厚生労働省概算要求総括表

(単位:億円)

区 分	平成14年度 予 算 額 (A)	平成15年度 要求・要望額 (B)	増△減額 (B)－(A)
一 般 会 計	186,684	195,237	8,554
・ 公 共 投 資 重 点 化 措 置	2,934	3,416	481
・ 義 務 的 経 費	177,700	184,628	6,928
・ 裁 量 的 経 費 重 点 化 措 置	6,049	7,194	1,145
厚 生 保 険 特 別 会 計	419,849	421,193	1,344
船 員 保 険 特 別 会 計	852	798	△ 54
国 立 病 院 特 別 会 計	10,251	10,106	△ 145
国 民 年 金 特 別 会 計	216,271	219,372	3,101
労 働 保 険 特 別 会 計	46,217	48,556	2,339

(注)

1. 平成14年度予算額は、当初予算額である。
2. 一般会計における年金等の物価スライドの特例措置(1.7%)に要する経費の平成15年度所要額(846億円)は、概算要求基準の枠外で要求している。
3. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
4. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

目次

	頁
第1 次世代の育成を支援する少子化対策の推進 -----	1
1 地域社会を通じた子育て家庭支援の拡充	
2 多様な保育サービスの充実	
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	
4 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実	
5 児童虐待防止対策の充実など子どもや家庭の安心・安全の確保	
6 母子家庭等自立支援対策の展開	
第2 国民の健康を守るための食品安全対策の整備 -----	7
1 食品衛生法の抜本改正等による基準・体制の整備	
2 食品の安全対策の強化	
3 食品の安全性確保にかかる研究の充実	
第3 人間力の向上を目指した人材育成の推進 -----	10
1 若年者の総合的な雇用・職業能力開発対策の推進	
2 変化に対応できる能力開発システムの構築	
3 職業能力の評価分析と情報提供の推進 ～「能力」が見える社会の実現～	
第4 新たな挑戦や再挑戦がしやすい労働市場の実現 -----	13
1 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備	
2 良好な雇用機会の創出・確保等	
3 雇用保険制度の安定的運営の確保等に向けた見直し	
第5 多様な働き方を可能とする労働環境の整備 -----	15
1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境整備	
2 誰もが安心して働ける環境づくり	
第6 活力があり、安心できる高齢社会の実現 -----	17
1 健康寿命の増進と生活習慣病予防の推進	
2 高齢者雇用対策の推進	
3 介護保険制度の着実な実施と基盤整備等関連施策の推進	
4 長期的に安定した信頼される年金制度の構築	

第7	障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供	21
	1 障害者雇用対策の推進	
	2 新しい障害保健福祉施策の展開	
	3 精神障害者保健福祉施策の推進	
	4 ホームレスに関する特別措置法制定を踏まえた施策の推進	
	5 福祉に携わる人材の資質の向上等	
	6 生活保護	
第8	質の高い医療の確保等のための施策の推進	25
	1 医療安全対策と医療情報提供の推進	
	2 安心して質の高い医療を目指した医療提供体制の充実	
	3 安定的な医療保険制度の構築	
	4 医薬品・医療機器等の安全対策の充実	
	5 疾病対策の推進	
	6 安全で良質な水の安定供給	
	7 麻薬・覚せい剤等対策	
第9	科学技術の振興及び産業の国際競争力の強化	29
	1 医薬品・医療機器等産業活性化プロジェクトの推進	
	2 健康安全にかかる研究の充実	
	3 先端的科学技術を活用した医療の展開	
第10	各種施策の推進	31
	1 国際社会への貢献	
	2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等	
	3 中国残留邦人等の支援	
	4 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	
	5 原爆被爆者の援護	
	6 電子政府の実現	

第1 次世代の育成を支援する少子化対策の推進

少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じることができる社会の実現を目指し、少子化対策を展開する。

このため、子どものしあわせを第一に考えながら、子育て家庭を社会全体で支援することとし、地域における子育て支援体制や保育サービスの充実、働き方の改革など、各種施策を総合的に推進する。また、食を通じた子どもの健全育成、児童虐待防止対策などを展開する。

さらに、増大する母子家庭等について、子育て支援や就労支援等を充実する。

1 地域社会を通じた子育て家庭支援の拡充 2, 232億円

(1) 市町村における子育て支援体制の強化 92億円

○ 子育て支援総合サービス提供事業の創設及び子育て支援委員会の設置 28億円

一時保育や病後児保育など地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター（仮称）」を配置し、利用者への情報提供等の支援を行う。

また、主任児童委員等を中心とした子育て支援委員会を小学校区ごとに設置し、地域における子育て支援の具体的な事業の企画立案等を行う。

○ 子育てバリアフリー化などの推進 31億円

公共施設等への託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等の子育てバリアフリー化の推進、「少子化の流れを変える推進協議会」の開催など、市町村の取組を強化する事業を実施する。

○ 子育て短期支援事業の拡充 9.7億円

児童福祉施設を利用して短期入所等を行う子育て短期支援事業を拡充し、育児疲れ等の身体的・精神的な負担軽減が必要な場合などに広く利用できるようにする。

(2) 地域子育て支援センターの拡充 51億円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

また、地域子育て支援センター間の連絡調整等を行う基幹型センターを整備し、一層の充実を図る。

2, 400か所 → 2, 700か所

(3) 児童の健全育成事業の推進 161億円

○ 放課後児童クラブの拡充 74億円

大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、放課後児童クラブにおける障害児の受入れに係る補助要件の緩和、障害児通園事業との連携、障害児(者)施設との職員交流など障害児への対応の向上を図る。

10,800か所 → 11,600か所

○ 子どもたちの出会い・ふれあい交流事業の創設 2.6億円

年長児童等が赤ちゃんと出会い、ふれあう機会を作り、自分以外の者への関心を深め、共感する能力を高めることにより、将来の育児不安の防止や虐待の予防に資する。

(4) ファミリー・サポート・センターの設置促進 26億円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

286か所 → 379か所(本部)

(5) シルバー人材センターによる子育て支援事業の創設 17億円

高齢者の就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う事業を創設する。

2 多様な保育サービスの充実 5,009億円

(1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進 352億円

○ 保育所の受入れ児童数の増大 336億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

○ 送迎保育ステーション事業の拡充 1億円

送迎保育ステーションの送迎バスを活用して、放課後児童を夜間受入れ可能な保育所に送るなど、市町村が創意工夫のある事業が実施できるよう補助対象事業を拡大する。

○ 家庭的保育事業の充実 13億円

保育者(保育ママ)の自宅で少人数の保育を行う事業について、利用日数の条件緩和など利用者の需要に応じたサービスの提供を行うとともに、保育所を通じた事業の実施を可能とする。

(2) 特定保育事業の創設

11億円

親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週に2、3日程度、又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを創設する。

(3) 多様な保育サービスの提供

○ 延長保育の推進

10,000か所 → 11,500か所 305億円

○ 休日保育の推進

450か所 → 500か所 2.5億円

○ 一時保育の推進

3,500か所 → 4,500か所 24億円

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

83億円

○ 育児休業を取得しやすい職場づくり

5.1億円

育児休業の取得率、看護休暇制度の普及率等について設定する具体的な目標の達成に向けて、事業主等に対して、中央・地方を通じた働きかけや広報・啓発を行うとともに、育児休業の取得促進に積極的な企業に対する育児休業取得促進奨励金（仮称）を創設する。

○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施

3.6億円

子育てや自己啓発など、個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、業種ごとに短時間正社員制度導入のためのモデルを開発し、その普及を図る。

また、ワークシェアリングに関する政労使合意を広く国民に浸透させるための検討や普及啓発を行う。

○ 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進

27億円

子育てなどを行う労働者が働きやすい職場の環境整備を図るため、仕事と家庭の両立のしやすさを示す指標（両立指標）を活用して、企業診断による相談援助を行うなど、「家庭にやさしい企業」の普及に取り組む。

○ 職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度導入に向けた取組

1.3億円

子育て体制の再構築など、個人の全生涯を見据えた働き方と生活の在り方の見直しの機会を確保するため、年単位の長期休暇を付与する制度の導入に向けた取組を行う。

4 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実

287億円

(1) 子どもの健康・医療の確保 53億円

- 子どもの栄養改善や望まない妊娠をなくすなどのための知識の普及 2.7億円

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成（食育）、思いやりのある行動がとれるようにし望まない妊娠をなくすための性に関する理解の促進及び安全で満足できるお産に関する知識の普及を図る。

- 小児救急医療体制の整備 1.4億円
小児救急医療拠点病院等、小児救急医療体制の整備を引き続き推進する。

- 小児科・産婦人科若手医師の育成 1億円
小児科・産婦人科医の意識や勤務の現状を踏まえ、若手医師の確保や資質の向上のための研究を行う。

(2) 周産期医療などの体制の整備 7.7億円

- 周産期医療体制の充実 3.1億円

周産期医療体制（母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。

周産期医療ネットワーク 28都道府県 → 37都道府県
不妊専門相談センター 36か所 → 42か所

- 国立成育医療センターにおける女性外来の設置 70百万円
国立成育医療センターに女性専門外来を設置する。

(3) 小児慢性特定疾患患者に対する支援 15.8億円

子どもの慢性疾患の克服を目指した研究や当該疾患がある子どもの医療等の推進方策について検討を進める。

5 児童虐待防止対策の充実など子どもや家庭の安心・安全の確保	88億円
---------------------------------------	-------------

(1) 児童虐待防止対策の充実 74億円

○ 児童虐待対応業務のIT化の促進 30百万円

増加する児童虐待相談など、専門性の高い業務への児童相談所の対応能力を一層高めるため、児童相談所において相談記録等の標準化・データベース化を行うとともに、児童福祉司の専門的判定を支援するシステムを開発する。

○ 保健師資格を有する人材の活用 25百万円

母子保健活動の経験がある保健師資格を有する者等に対し、児童虐待に関する最新の情報等による専門研修を行い、市町村における相談事業など児童虐待の予防対策に活用する。

○ 地域小規模児童養護施設の拡充 2.7億円

民間住宅等を活用して、被虐待児を家庭的な環境の中で養護する地域小規模児童養護施設を拡充する。

○ 児童養護施設の被虐待児個別対応職員の充実 8.9億円

児童養護施設において被虐待児童に個別に対応する職員の配置を拡充する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実

14億円

○ 専門職員研修の実施

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、専門研修を行う。

6 母子家庭等自立支援対策の展開	2,692億円
-------------------------	----------------

(1) 母子家庭等の子育てと生活の支援 32億円

○ 小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の創設

53百万円

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する事業を創設する。

- 日常生活支援事業の拡充 5.6億円
母子家庭の母等が、自立するための就学や疾病などにより一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合に家庭生活支援員を派遣する事業を拡充する。

(2) 母子家庭等の自立のための就労支援 50億円

- 自立支援給付金の創設 13億円
母子家庭の母の就業を促進するため、地方公共団体が指定する職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料を補助するとともに、介護福祉士等の養成機関で2年以上受講する場合に生活費の負担軽減のための給付等を行う制度を創設する。

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の創設 18億円
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供するための母子家庭等就業・自立支援センター事業を創設する。

- 試行雇用を通じた早期就職の促進 8.1億円
母子家庭の母等実践的な能力を取得させるとともに、常用雇用への移行に向けた職場内外の条件整備を図るため、短期の試行雇用を実施して、早期就職を促進する。

(3) 母子寡婦福祉貸付金の充実 60億円
就学支度資金の貸付限度額の引き上げ等、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

第2 国民の健康を守るための食品安全対策の整備

食品衛生法の抜本改正等により、新たな食品の安全確保の仕組みを構築するため、残留農薬基準の整備、食品添加物の安全性評価の徹底等を推進するとともに、輸入食品や健康食品等の安全確保対策、食肉に関するBSE対策を推進する。あわせて、食品の安全性確保にかかる研究を充実し、国民の健康を守るための食品安全対策を整備する。

1 食品衛生法の抜本改正等による基準・体制の整備

27億円

○ 残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止する措置の導入 9億円

残留基準が設定されていない農薬及び動物用医薬品の食品中への残留を禁止する措置の導入に向けて、暫定的な基準等の設定を推進する。

○ 食品添加物の安全性確認の徹底 1.7億円

長い食経験を考慮して使用が認められている既存添加物について、安全性に問題がある場合は使用を禁止できる制度を導入することとし、既存添加物の毒性試験等の安全性確認を早急に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物については、必要な場合には国が指定のための安全性確認を行う。

○ 大規模・広域食中毒に対する危機管理体制の強化 46百万円

大規模・広域食中毒の発生に際し、国が、関係都道府県等に対し、連絡調整及び技術的支援等を行うための体制を整備する。

○ 総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設の監視強化

36百万円

総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設について、一定期間ごとに見直しを行うこととし、承認を受けた施設に対する監視強化を図る。

- 消費者の視点に立った食品表示制度の構築 13百万円
 食品表示について、関係府省との連携・協力のもとに、消費者の視点に立った一元的な見直しを行うとともに、相談及び普及啓発等を推進する。

2 食品の安全対策の強化	138億円
---------------------	--------------

(1) 輸入食品の安全対策強化 13億円

- 食品衛生上の危害発生防止のための輸入等禁止措置の導入に伴う実施体制の整備 18百万円

食品衛生上特に必要があると認められる場合は、国・地域及び食品等を特定して、輸入、販売等を禁止できる措置を適切に運用するため、輸出国等における衛生管理の調査、衛生規制の評価等を行う。

- モニタリング検査の強化 9億円

輸入食品の多様化や件数の増加に対応して、効果的に検査を実施するため、検査対象品目群をきめ細かに設定する等の見直しを行うとともに、海外情報に基づく検査の強化を図るなど、輸入食品の安全性確保のためのモニタリング検査の強化を図る。

- 輸入食品監視支援システムの機能強化 4億円

食品の輸入手続の迅速化を図るとともに、効果的なモニタリング検査を実施するため、インターネットを利用した輸入届出システムの導入、情報検索機能の強化等、輸入食品監視支援システムの機能強化を図る。

(2) 健康食品等に関する安全確保体制の充実 75百万円

- 健康食品等に関する情報収集・提供体制の整備 40百万円

国内外の健康食品等に関する健康被害事例及び安全性・効果についての研究報告や文献等の情報を収集・分析し、データベース化するとともに、消費者等に対する情報提供を推進する。

- 健康食品等に対する監視の強化 35百万円

いわゆる健康食品に対する全国的な買上調査及び成分分析を実施し、薬事法違反業者に対する監視・取締の徹底を図るとともに、自治体の薬事監視員及び食品衛生監視員に対する研修を実施し、監視体制の強化を図る。

(3) 食肉に関するBSE対策の推進 40億円

と畜検査におけるBSE全頭検査の実施について、引き続き、特別措置として検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査技術の研修等を実施する。

○ 食品の安全性確保にかかる研究の充実

BSEの原因とされる異常プリオン（たんぱく質の一種）の検出法、遺伝子組換え食品の検知法、食品添加物の安全性確認方法等、食品の安全性確保にかかる研究を推進するとともに、国内外の食品の安全性に係る情報を収集・分析し、提供する体制を整備する。

第3 人間力の向上を目指した人材育成の推進

活力あふれる日本を再生するためには、一人一人が能力と個性を磨き、それを伸び伸びと発揮することができる社会の実現が必要であることから、次代の日本を支える若年者の総合的な雇用・能力開発対策の推進、経済社会の変化や技術革新に機動的に対応できる能力開発システムの構築、「能力」を基盤とした労働市場形成を目指した環境整備など、人間力の向上を目指した人材育成を推進する。

1 若年者の総合的な雇用・職業能力開発対策の推進

295億円

- (1) 在学中からの職業体験機会の充実 79億円
- 学校等と連携した中高生の職業体験の促進 43億円
在学中から職業に対する意識を啓発するため、学校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用し、中高生が自ら職業情報の収集、職業体験等を行う事業を全国的に実施する。
 - 新規卒業予定者に対する職業講習の充実 11億円
就職を希望する新規高校卒業予定者に対し、就職活動に必要な知識や基本的な実務能力を付与するための職業講習を民間教育訓練機関に委託して実施する。
 - 学校の進路指導に対する支援 10百万円
高校の進路指導担当者を対象として研修会を実施するとともに、夏休みなどに公共職業安定所に受け入れ、事業所訪問などの実務経験機会を提供する。
- (2) 若年者に対する職業訓練等の充実 47億円
- 学卒早期離職者等に対する職業訓練の推進 34億円
学卒早期離職者等に対して、グループカウンセリングを通じて、訓練受講の動機付けや安定雇用への意欲喚起等を行うとともに、職業能力開発大学校等において企業実習を含む職業訓練を実施する。

- 地域職業訓練センター等を活用した教育訓練の実施 4. 2 億円
学校等と連携して、訓練受講前に基礎的講習とカウンセリングを行うとともに、若年者に職場作業の体験の機会を提供するなど、地域の実情に応じた能力開発を支援する。

(3) 不安定就労若年者（いわゆるフリーター）対策の強化 116 億円

- 自発的な求職活動を行うための支援体制の整備 11 億円
企業がいわゆるフリーターの職業意識形成を図るために行うべきことに関する指針を策定し普及させるとともに、フリーターが職業意識を形成するために活動できる拠点として「若年者キャリア形成支援コーナー」を大都市部に設置し、就職の動機付けやキャリア形成についての相談、情報交換及び職業体験などのグループ活動を支援する。

- 民間教育訓練機関などを活用した職業訓練の実施 8. 8 億円
いわゆるフリーターを対象として、職業意識の啓発、職業適性の自己把握などのためのカウンセリング等を行うとともに、職業能力開発大学校等において企業実習を含む職業訓練を実施する。

- 若年者試行雇用事業の推進 9.3 億円
学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、若年者雇用を推進する。

2 変化に対応できる能力開発システムの構築

1, 146 億円

(1) キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 35 億円

キャリア形成（職業経歴を通じた能力形成）についての相談支援を強化するため、民間機関、職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成を推進するとともに、その活用を図る。また、シンポジウム、セミナーの開催等により資質の向上を図る。

(2) 労働者のキャリア形成を支援する企業の育成 146 億円

- ・企業内におけるモデル的なキャリア形成システムを開発・普及する。
- ・事業主が、教育訓練の内容及び目標を明記した「事業内職業能力開発計画」に基づいて行う、職業能力開発への取組に対して助成を行う。

(3) 民間教育訓練機関、企業、大学等を活用した職業能力開発の推進

167億円

- ・ 離職者に対し、専修学校、企業、大学、大学院等の多様な訓練機関等を活用し、再就職に必要な知識・技能等を習得するための職業能力開発を推進する。
- ・ 起業や新分野展開を目指す失業者や労働者等に対する能力開発面からの相談・情報提供、人材育成を推進する。

(4) IT化に対応した職業能力開発の実施

69億円

離職者に対し、IT活用の実践的能力を取得するための訓練を実施する。

(5) 高度で専門的な技能の維持継承・人材の育成

10億円

- ・ 急速な技術革新に対応するため、公共職業能力開発施設において、コンピューターネットワーク技術等の高度な技能労働者育成を推進する。
- ・ 高度な熟練技能者に対し、後継者を指導する技術を付与し、業界団体等の行う技能者研修等に派遣することにより、後継者の養成を図る。

3 職業能力の評価分析と情報提供の推進～「能力」が見える社会の実現～

43億円

○ 労働者の職業能力を自己把握・評価するための基準・手法の開発

4.9億円

労働者が自らの職業能力を容易に評価し、その結果を求職活動等に活用できる手法を開発する。

また、幅広い職種について、業界団体による評価基準・手法の開発を推進するとともに、職務遂行に影響する思考・行動の特性（判断力等）に係る評価手法等について検討する。

○ 企業の求める職業能力の明確化や情報提供の推進

8.8億円

職務遂行に必要な能力を業種別に体系化した「生涯職業能力開発体系」の整備を図り、これを活用して、企業が自社内の各職務に必要な知識・技能等の職業能力や求人に際して求職者に求める職業能力等の明確化を進め、労働者に対する情報提供や相談体制の整備を推進する。